

## 出資法人の概要調書

名 称	公益財団法人浜名湖総合環境財団
代 表 者	理事長 阿部 正義
所 在 地	静岡県浜松市中区中央一丁目12番1号 電話番号 053-458-6043
設 立 年 月 日	平成3年4月12日
県 の 所 管 課 名	静岡県交通基盤部河川砂防管理課（河川砂防管理班） 電話番号054-221-3195
設 立 目 的	この法人は、2級河川都田川及び同水域の河川（以下「浜名湖」という。）における船舶等の航行安全の確保、公共係留施設の管理運営等を行い、湖面の総合的な適正利用を促進するとともに、良好な環境づくりを推進し、もって、浜名湖の美しさを高めることに寄与することを目的とする。
主 要 事 業	(1) 浜名湖の湖面の総合的な適正利用を促進するとともに、良好な環境づくりを推進するため、船舶の航行安全施設の維持管理や啓発活動、公共係留施設の管理運営等を行う事業 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本金	205,900千円
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県 50,000千円 (24.3%) その他 155,900千円 (75.7%)
役員 の 職 ・ 氏 名	別添役員名簿のとおり
摘 要	

公益財団法人浜名湖総合環境財団定款

# 公益財団法人浜名湖総合環境財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人浜名湖総合環境財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、2級河川都田川及び同水域の河川（以下「浜名湖」という。）における船舶等の航行安全の確保、公共係留施設の管理運営等を行い、湖面の総合的な適正利用を促進するとともに、良好な環境づくりを推進し、もって、浜名湖の美しさを高めることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船舶等の航行安全に関する事業
- (2) 公共係留施設の管理運営に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産の種別等)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、評議員会出席の際に1日当たり6,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員 の 設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員 の 選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事 の 職務 及び 権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事 の 職務 及び 権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員 の 任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会として毎事業年度に2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は阿部正義とする。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人浜名湖総合環境財団理事・監事名簿

令和5年6月8日現在

役職名	常・非常勤	氏 名
理事長	非常勤	阿部 正義
専務理事	常勤	鈴木 宙志
常務理事	常勤	徳田 晴紀
理事	非常勤	望月 嘉徳
理事	非常勤	長山 達哉
理事	非常勤	廣瀬 聡
理事	非常勤	伏木 章尋
理事	非常勤	小倉 英昭
理事	非常勤	松田 守弘
理事	非常勤	青野 秀樹
理事	非常勤	和田 守弘
理事	非常勤	戸川 佳洋
理事	非常勤	森下 忠康
理事	非常勤	小野 晃司
理事	非常勤	石塚 久紀
理事	非常勤	仲川 忠幸
監 事	非常勤	那須田 博久
監 事	非常勤	中津川 英彦

公益財団法人浜名湖総合環境財団評議員名簿

令和5年6月8日現在

役職名	常・非常勤	氏 名
評議員	非常勤	中野 祐介
評議員	非常勤	影山 剛士
評議員	非常勤	勝又 泰宏
評議員	非常勤	永井 雅也
評議員	非常勤	青木 浩明
評議員	非常勤	鈴木 利享
評議員	非常勤	渥美 敏
評議員	非常勤	外山 昭廣
評議員	非常勤	廣野 篤男
評議員	非常勤	板倉 福男
評議員	非常勤	船倉 嘉一郎
評議員	非常勤	佐藤 裕二
評議員	非常勤	平田 達也
評議員	非常勤	前嶋 文明
評議員	非常勤	小澤 力也

# 令和4年度 事業報告

# 1 船舶等の航行安全に関する事業

## (1) 航行安全のための啓発活動及び安全パトロール

### ① 浜名湖安全パトロール

浜名湖におけるレジャー船の航行安全の啓発（利用者のマナーの向上・違反者に対する指導）及び通航届出制度の周知徹底を図るため、安全対策部会を中心として、安全パトロールを実施した。

安全対策部会では、パトロールの実施方法、実施結果の検討・協議を行った。

ア 実施期間 ・ 7月9日～8月28日の間の計13回  
・ 10月1日～10月9日 の計4回 合計17回

イ 参加人員 延べ94人

ウ 参加団体 14団体

エ 指導件数 158件

#### 指導内容

1 今切口での釣り	54件
2 遊走区域にかかるもの	26件
3 水路内での釣り	53件
4 海水浴場付近での遊走行為	6件
5 通航届出に関するもの	2件
6 ライフジャケット着用義務	2件
7 その他（水路杭係留等）	15件

オ 安全対策部会 令和4年6月17日に開催

### ② 安全講習

浜名湖における航行安全の啓発を図るため、通航届出者を対象に、通航届出受付窓口53か所において航行安全講習を実施した。

### ③ 航行安全啓発資料の作成・配布等

浜名湖における船舶等の安全の確保・水域の適正な利用を図るため、次のとおり啓発資料の作成・配布等を行った。

ア 財団機関誌「ルールとマナー」 4,500部  
イ 安全航行啓発チラシ「出航前の安全確認」 5,000部  
ウ 安全啓発ポスター「出航前の安全確認」 200枚

## (2) 航行安全施設等の設置維持管理

### ① 航行案内標識等

浜名湖における船舶の事故防止のため水路標識杭や航行安全看板等の設置維持管理を行っている。

令和4年度は、三ヶ日公共マリーナ等の安全啓発看板の修繕を行った。

### ② 遊走制限水域表示ブイ

県河川管理条例により遊走行為が禁止されている細江湖及び猪鼻湖において、7月～9月の土曜日、日曜日、祝日及び休日に限り遊走制限水域を一部解放することから、この水域を示すブイ24個（細江湖14個、猪鼻湖10個）の揚降管理を行った。

## (3) 船艇の登録

### ① 通航届出済証の交付事務

県からの受託事務として、浜名湖を航行する発動機付船舶所有者からの通航届出の受付及び県浜松土木事務所への進達並びに届出者に対する通航届出済証の交付を行った。

対 象 期 間	通航届出受付件数	通航届出済証交付件数
令和4年4月～令和5年3月	1466	1466
うち新規	179	179

### ② 船艇登録台帳の整備及び通航届出番号の発行

浜名湖の航行安全と適正な係留を図るため、通航届出に基づき船艇登録台帳を整備するとともに、「通航届出番号」(ステッカー)を発行した。

### ③ 船艇登録パトロールの実施

県条例による通航届出制度の周知徹底を図るため、公共係留施設に係留中の「通航届出番号」不貼付の船舶に対し警告書を貼付した。

また、当財団の係留施設内に無断係留している船舶の調査も併せて実施した。

実施期間 11月7日～11月11日 延べ5日間

警告書貼付船艇 528隻

## 2 公共係留施設の管理運営に関する事業

### (1) 湖面の適正利用の促進

湖面の一層の適正利用を図るため、水域管理者（県・浜松市・湖西市）が実施する不法係留船・放置艇対策に協力し、不法係留船・放置艇の調査（パトロール）、指導を行った。

・調査（パトロール）、指導 4回

### (2) 公共マリーナの管理運営

不法係留船・放置艇を解消するため、県及び市町が整備した公共係留施設に財団が船舶係留施設を整備し、その施設の管理運営を行っている。

契約隻数：公共マリーナ7か所 1,386隻、公共係留施設17か所 471隻

計 1,857隻（R5.4.1現在）

#### ① 宇布見公共マリーナ（愛称 ユーテラス）

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	324 隻	
浮棧橋	4基L= 460.6 m	平成 29 年9月 1基増設
係留杭	996 本	
工事費	166,369 千円	財団施工 平成 11 年4月完成 (棧橋1基増設 平成 29 年 9 月完成)
②護岸係留	197 隻	
係留杭	609 本	
工事費	16,681 千円	財団施工 平成 11 年5月完成
③収容隻数合計	521 隻	契約隻数 464 隻
係留杭合計	1,605 本	
工事費合計	183,050 千円	外部工事 県施工 1,027,000 千円
④駐車場収容台数	191 台	

② 入出公共マリーナ(愛称 コデマリン)

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	210 隻	契約隻数 145 隻
係留方式	Yブーム方式	
浮棧橋	3基 L=323.8 m	財団施工 平成 12 年4月完成
工事費	117,873 千円	外部工事 県施工 401,000 千円
②駐車場収容台数	93 台	

③ 伊目公共マリーナ(愛称 マリーナ唐洲崎)

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	280 隻	契約隻数 163 隻
係留方式	Yブーム方式	
浮棧橋	4基 L= 404.4 m	財団施工 平成 16 年3月完成
工事費	153,300 千円	外部工事 県施工 1,301,000 千円
②駐車場収容台数	80 台	

④ 三ヶ日公共マリーナ(愛称 オレンジマリーナ)

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	130 隻	契約隻数 75 隻
係留方式	Yブーム方式	
浮棧橋	2基 L= 190.4 m	財団施工 平成 20 年3月完成
工事費	79,060 千円	外部工事 県施工 862,000 千円
②駐車場収容台数	98 台	

⑤ 伊佐地川公共マリーナ

区 分	規 模	備 考
①護岸係留	120 隻	契約隻数 48 隻
係留杭	247 本	財団施工 平成 20 年 12 月完成
工事費	31,542 千円	外部工事 県施工 1,035,000 千円
②駐車場収容台数	94 台	

⑥ 伊佐見公共マリーナ(愛称 はまゆうマリーナ)

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	400 隻	契約隻数 301 隻
係留方式	Yブーム方式	
浮 棧 橋	9基L=609m	財団施工 平成 23 年3月完成
工 事 費	271,028 千円	外部工事 県施工 1,400,000 千円
②駐車場収容台数	122 台	

⑦ 浜名公共マリーナ

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	200 隻	契約隻数 190 隻
係留杭	406 本	
工事費	155,400 千円	財団施工 平成 23 年3月完成
②駐車場収容台数	20 台	

◎公共マリーナ施設利用料金 (R5.4.1現在)

船 長	県内在住者(年額)	県外在住者(年額)
6m以下	86,900 円	104,500 円
6m超 8m以下	124,300 円	148,500 円

⑧ 公共係留施設

区 分	規 模	備 考
箇 所 数	17 か所	
護岸係留	923 隻	契約隻数 471 隻
係 留 杭	2,921 本	
工 事 費	515,670 千円	財団施工 平成 11 年度～17 年度完成

◎公共係留施設利用料金 (R5.4.1現在)

区 分	船 長	県内在住者(年額)	県外在住者(年額)
公共係留施設A	6m以下	73,700 円	88,000 円
	6m超 8m以下	94,600 円	113,300 円
公共係留施設B	6m以下	57,200 円	68,200 円
	6m超 8m以下	73,700 円	88,000 円

(3) 舞阪 PBS の管理運営

県が整備した浜名港プレジャーボート係留施設(舞阪PBS)について、平成 27 年度から指定管理者としての管理運営を開始し、令和 2 年度から5年間、引き続き、指定管理者として指定を受けた。

① 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月 31 日まで(5年間)

② 指定管理者の業務

ア 使用許可及びその取消しに関すること

イ 利用料金の徴収に関すること

ウ 維持管理に関すること

エ その他県又は財団が必要と認めること

③ 係留施設の概要

(R5.4.1現在)

区 分	延 長	規 模	工 期	整備費	契約隻数
蓬莱園 A	L = 352 m	113 隻	H4~H12	439,500 千円	40 隻
乙女園 B	L = 370 m	113 隻	H12~H15	306,100 千円	83 隻
観月園 C	L = 430 m	140 隻	H19~H22	343,900 千円	78 隻
千鳥園 D	L = 465 m	143 隻	H20~H21	360,782 千円	62 隻
千鳥園北E	L = 373 m	101 隻	H22~H24	350,045 千円	42 隻
計	L=1,990m	610 隻		1,800,327 千円	305 隻

◎PBS 利用料金

(R5.4.1現在)

管理区分	船 長	条 件	県内在住者 (年額)	県外在住者 (年額)
指定管理	6m以下	1種	63,800 円	75,900 円
		2種	127,600 円	152,900 円
	6m超 8m以下	1種	95,700 円	114,400 円
		2種	191,400 円	229,900 円

※ 利用料金は県条例の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ県の承認が必要

※ 1種艇とは2種艇以外のプレジャーボート

※ 2種艇とは船幅 2.3m 以上かつ投影面積(船長×船幅)が 13 m<sup>2</sup>以上のプレジャーボート

(4) 公共マリーナ等への新規係留艇受入れ

公共係留施設の受入れは平成 12 年当時の不法係留船に限定してきたが、平成 24 年 12 月に静岡県知事より、それ以後の不法係留船及び新規購入の船舶の受入れについても公益事業の対象になると認められたため、海洋性レジャーの振興促進と新たな不法係留船の防止対策として、平成 25 年度から新規係留艇の募集を開始した。

令和 4 年度は、80 隻(舞阪 PBS の 20 隻含む)の募集に対して 48 隻の応募があり、最終的に 42 隻を新規係留艇として受け入れた。

- ・募集期間 令和4年6月1日～6月30日
- ・募集隻数 80隻

公共マリーナ名等	募集隻数	契約等隻数
宇布見	9隻	17隻
浜名	4隻	4隻
入出	12隻	6隻
伊目	10隻	1隻
三ヶ日	8隻	1隻
伊佐地川	7隻	1隻
伊佐見	10隻	3隻
舞阪PBS	20隻	9隻
計	80隻	42隻

### 3 その他目的を達成するために必要な事業

#### (1) 会議の開催及び各種会議への出席

##### ① 財団の会議

財団の事業を推進するため、会議を開催した。

##### ア 理事会・評議員会・監査

開催日	区分	議事等	会場
4月26日	評議員会	評議員及び理事の選任	書面決議
5月12日	監査	令和3年度事業報告・収支決算監査	静岡銀行ほか
5月26日	理事会	令和3年度事業報告・収支決算報告 評議員会の招集	浜松総合庁舎
6月10日	評議員会	令和3年度事業報告・収支決算報告 評議員の選任	〃
11月14日	理事会	評議員会の招集	書面決議
11月30日	評議員会	理事の選任	〃
3月7日	理事会	令和4年度補正予算 令和5年度事業計画・当初予算 資金調達及び設備投資の見込み 資金運用計画 報酬等に関する規程の一部改正 定款の一部改正 評議員会の招集	浜松総合庁舎

3月17日	評議員会	評議員及び理事の選任 報酬等に関する規程の一部改正 定款の一部改正	書面決議
3月27日	理事会	専務理事の選定	〃

#### イ 運営委員会

開催日	部会名	議 事 等	会 場
5月19日	企画運営委員会	令和3年度事業報告・収支決算報告	浜松総合庁舎
6月17日	安全対策部会	浜名湖安全パトロールの実施方法	〃
2月24日	企画運営委員会	令和4年度補正予算 令和5年度事業計画・当初予算 資金調達及び設備投資の見込み 資金運用計画 報酬等に関する規程の一部改正	〃

#### ② 各種会議

係船施設の整備促進及び、浜名湖の環境整備と秩序ある利用を図るため、関係機関及び関係団体が主催する会議に出席した。

開催日	会議名等	主催	会場
8月	浜名湖今切口周辺の安全に関する連絡協議会	浜松土木事務所	浜松総合庁舎
12月	浜名湖水辺整備推進協議会	県河川砂防局	県庁

#### (2) 地元各種行事への協力参加

財団パトロール艇を活用して、各種行事等における安全指導や協力参加を通じて、湖面の事故防止及び安全確保に努めた。

開催日	内 容	会 場
7月9日	浜松市立伊目小学校遠泳大会	浜名湖内

令和4年度 収支計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)						
科 目	公1会計	法人会計	決算額	予算額	差異	備 考
I. 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
基本財産運用収入	73,460	0	73,460	73,000	460	基本財産205,900千円
事業収入	73,460		73,460	73,000	460	
安全対策費収入	212,319,112	13,444,972	225,764,084	229,686,000	-3,921,916	
通航届出受託事業収入	12,188,025	641,475	12,829,500	12,686,000	143,500	
係船利用料収入	17,974,000	0	17,974,000	18,000,000	-26,000	
雑収入	182,157,087	12,803,497	194,960,584	199,000,000	-4,039,416	4年度収入193,798,034円 4年度未収金1,162,550円
受取利息	99,460	0	99,460	50,000	49,460	
雑収入	81,260	0	81,260	50,000	31,260	
賞与引当金戻入	18,200	0	18,200	0	18,200	
	2,550,000	650,000	3,200,000	3,200,000	0	
事業活動収入計	215,042,032	14,094,972	229,137,004	233,009,000	-3,871,996	
2. 事業活動支出						
事業費支出						
役員報酬	165,912,221		165,912,221	185,034,000	19,121,779	
給与手当	7,634,768		7,634,768	7,900,000	265,232	
臨時雇賃	19,878,543		19,878,543	22,800,000	2,921,457	
退職金	2,921,938		2,921,938	2,930,000	8,062	
賞与引当金繰入	0		0	0	0	
職員退職給付費用	2,670,000		2,670,000	2,670,000	0	
福利厚生費	1,150,000		1,150,000	1,150,000	0	
旅交運搬費	5,404,216		5,404,216	6,900,000	1,495,784	
通信費	74,600		74,600	510,000	435,400	
消耗品費	1,655,398		1,655,398	3,100,000	1,444,602	
印刷費	2,658,006		2,658,006	4,000,000	1,341,994	
製本費	43,756,323		43,756,323	48,450,000	4,693,677	係船施設補修
燃料費	2,660,991		2,660,991	4,150,000	1,489,009	
光熱費	1,183,431		1,183,431	1,740,000	556,569	
賃借料	1,518,866		1,518,866	1,700,000	181,134	
保険料	295,928		295,928	850,000	554,072	係船施設賠償保険等
諸謝料	9,574,013		9,574,013	9,800,000	225,987	
委託費	60,000		60,000	80,000	20,000	
租税公課	33,223,320		33,223,320	35,000,000	1,776,680	施設管理委託等
支払利息	11,724,570		11,724,570	12,140,000	415,430	消費税等
振興費	402,687		402,687	404,000	1,313	長期借入金利息
顧問費	7,302,900		7,302,900	7,310,000	7,100	漁業振興費
雑費	396,000		396,000	400,000	4,000	顧問弁護士報酬
雑費	1,017,773		1,017,773	2,050,000	1,032,227	
雑費	8,500,000		8,500,000	8,500,000	0	
倒償	247,950		247,950	500,000	252,050	係船利用料収納不能

管理費支出	14,094,972	14,094,972	14,094,972	16,110,000	2,015,028	
役員報酬	4,131,692	4,131,692	4,131,692	4,300,000	168,308	
給与引当金繰入	3,142,649	3,142,649	3,142,649	3,300,000	157,351	
賞与	680,000	680,000	680,000	680,000	0	
福利厚生費	1,242,320	1,242,320	1,242,320	1,400,000	157,680	評議員会、理事会等
会議費	0	0	0	250,000	250,000	
役員旅費	294,532	294,532	294,532	800,000	505,468	
印刷費	8,800	8,800	8,800	50,000	41,200	
通信費	60,000	60,000	60,000	60,000	0	
旅費	23,680	23,680	23,680	50,000	26,320	
消耗品費	202,500	202,500	202,500	500,000	297,500	
修繕費	0	0	0	50,000	50,000	
光熱費	159,130	159,130	159,130	200,000	40,870	
賃借料	41,232	41,232	41,232	100,000	58,768	
保険料	112,000	112,000	112,000	150,000	38,000	役員等賠償責任保険
顧問料	880,000	880,000	880,000	900,000	20,000	顧問税理士報酬
交際費	90,000	90,000	90,000	100,000	10,000	慶弔費等
負担金	1,887,600	1,887,600	1,887,600	1,950,000	62,400	日本海洋レジャー安全協会会費等
租税	0	0	0	20,000	20,000	
渉外費	0	0	0	0	0	
委託費	746,295	746,295	746,295	750,000	3,705	
雑費	392,542	392,542	392,542	500,000	107,458	
事業活動支出計	165,912,221	14,094,972	180,007,193	201,144,000	21,136,807	
事業活動収支差額	49,129,811	0	49,129,811	31,865,000	17,264,811	
II. 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
職員退職給付引当資産取崩収入	0		0	0	0	
投資活動収入計	0		0	0	0	
2. 投資活動支出						
什器備品等購入支出	671,974		671,974	700,000	28,026	
ソフトウェア開発支出	6,930,000		6,930,000	7,000,000	70,000	
構築物建設支出	0		0	0	0	
投資活動支出計	7,601,974		7,601,974	7,700,000	98,026	
投資活動収支差額	-7,601,974	0	-7,601,974	-7,700,000	98,026	
III. 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
長期借入金収入	0		0	0	0	
財務活動収入計	0		0	0	0	
2. 財務活動支出						
長期借入金返済支出	42,789,000		42,789,000	42,789,000	0	公共マリーナ建設費等借入
財務活動支出計	42,789,000		42,789,000	42,789,000	0	
財務活動収支差額	-42,789,000	0	-42,789,000	-42,789,000	0	
IV. 予備費支出						
0	0		0	0	0	
当期収支差額	-1,261,163	0	-1,261,163	-18,624,000	17,362,837	
前期繰越収支差額	41,167,539		41,167,539	41,167,539	0	
次期繰越収支差額	39,906,376		39,906,376	22,543,539	17,362,837	

# 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

[ 単位：円 ]

科 目	令和4年度	令和3年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	73,460	77,153	△ 3,693
基本財産受取利息	73,460	77,153	△ 3,693
事業収益	225,764,084	233,731,776	△ 7,967,692
安全対策費収益	12,829,500	13,082,500	△ 253,000
通航届出業務等受託事業収益	17,974,000	17,963,000	11,000
係船利用料収益	194,960,584	202,686,276	△ 7,725,692
雑収益	99,460	1,542,808	△ 1,443,348
受取利息	81,260	81,506	△ 246
雑収入	18,200	1,461,302	△ 1,443,102
貸倒引当金戻入	68,029	5,222	62,807
賞与引当金戻入	3,200,000	3,850,000	△ 650,000
償却債権取立益	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>229,205,033</b>	<b>239,206,959</b>	<b>△ 10,001,926</b>
(2) 経常費用			
<b>事業費</b>	<b>241,754,399</b>	<b>240,771,845</b>	<b>982,554</b>
役員報酬	7,634,768	7,599,540	35,228
給与手当	19,878,543	23,446,482	△ 3,567,939
臨時雇賃金	2,921,938	2,782,716	139,222
賞与引当金繰入	2,670,000	2,550,000	120,000
退職給付費用	1,150,000	950,000	200,000
福利厚生費	5,404,216	5,177,195	227,021
旅費交通費	74,600	100,341	△ 25,741
通信運搬費	1,655,398	1,915,810	△ 260,412
消耗品費	2,658,006	1,916,327	741,679
修繕費	44,162,505	25,871,262	18,291,243
印刷製本費	2,660,991	2,790,338	△ 129,347
燃料費	1,183,431	1,143,480	39,951
光熱水費	1,518,866	1,314,588	204,278
賃借料	295,928	278,810	17,118
保険料	9,574,013	9,580,613	△ 6,600
諸謝金	60,000	60,000	0
委託費	33,223,320	39,771,126	△ 6,547,806
負担金支出	0	0	0
租税公課	11,724,570	14,354,270	△ 2,629,700
支払利息	402,687	652,407	△ 249,720
振興費	7,302,900	7,191,470	111,430
顧問指導料	396,000	396,000	0
雑費	1,017,773	942,730	75,043
納付金	8,500,000	10,000,000	△ 1,500,000
減価償却費	75,418,365	79,918,311	△ 4,499,946
貸倒償却	247,950	0	247,950
貸倒引当金繰入	17,631	68,029	△ 50,398

科 目	令和4年度	令和3年度	増減
<b>管理費</b>	<b>14,094,972</b>	<b>13,449,103</b>	<b>645,869</b>
役員報酬	4,131,692	4,115,664	16,028
給与手当	3,142,649	3,158,889	△ 16,240
賞与引当金繰入	680,000	650,000	30,000
福利厚生費	1,242,320	1,243,923	△ 1,603
会議費	0	0	0
役員旅費交通費	294,532	198,358	96,174
印刷製本費	8,800	381,844	△ 373,044
通信運搬費	60,000	6,916	53,084
旅費交通費	23,680	34,050	△ 10,370
消耗品費	202,500	467,163	△ 264,663
修繕費	0	0	0
光熱水費	159,130	104,507	54,623
賃借料	41,232	77,226	△ 35,994
保険料	112,000	112,000	0
顧問指導料	880,000	880,000	0
交際費	90,000	40,000	50,000
負担金支出	1,887,600	137,800	1,749,800
租税公課	0	4,850	△ 4,850
渉外費	0	1,468,146	△ 1,468,146
委託費	746,295	0	746,295
雑費	392,542	367,767	24,775
<b>経常費用計</b>	<b>255,849,371</b>	<b>254,220,948</b>	<b>1,628,423</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 26,644,338	△ 15,013,989	△ 11,630,349
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 26,644,338</b>	<b>△ 15,013,989</b>	<b>△ 11,630,349</b>
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却費	1	404,468	△ 404,467
経常外費用計	1	404,468	△ 404,467
当期経常外増減額	△ 1	△ 404,468	404,467
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 26,644,339</b>	<b>△ 15,418,457</b>	<b>△ 11,225,882</b>
一般正味財産期首残高	217,746,772	233,165,229	△ 15,418,457
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>191,102,433</b>	<b>217,746,772</b>	<b>△ 26,644,339</b>
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
減価償却費振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	205,700,000	205,700,000	0
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>205,700,000</b>	<b>205,700,000</b>	<b>0</b>
III 正味財産期末残高	396,802,433	423,446,772	△ 26,644,339

## 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	62,747,184	69,652,824	△ 6,905,640
貯蔵品	6,301,613	6,707,795	△ 406,182
未収金	5,118,919	4,720,571	398,348
仮払金	5,577	3,420	2,157
流動資産合計	74,173,293	81,084,610	△ 6,911,317
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
現金預金	60,000,000	0	60,000,000
定期預金	75,900,000	75,900,000	0
有価証券	70,000,000	130,000,000	△ 60,000,000
基本財産合計	205,900,000	205,900,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,450,000	5,300,000	1,150,000
什器購入引当資産	1,540,000	1,540,000	0
大規模修繕引当資産	24,000,000	24,000,000	0
特定資産合計	31,990,000	30,840,000	1,150,000
(3) その他の固定資産			
構築物	172,390,402	244,760,911	△ 72,370,509
船舶	2	2	0
車両運搬具	922,185	1,158,357	△ 236,172
什器備品	2,109,581	2,455,918	△ 346,337
出資金	10,000	10,000	0
プログラム開発	12,267,581	7,130,955	5,136,626
電話加入権	175,324	175,324	0
その他固定資産合計	187,875,075	255,691,467	△ 67,816,392
固定資産合計	425,765,075	492,431,467	△ 66,666,392
資産合計	499,938,368	573,516,077	△ 73,577,709
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	10,328,166	13,545,615	△ 3,217,449
前受金	13,903,000	16,236,500	△ 2,333,500
仮受金	157	0	157
預り金	401,612	295,190	106,422
賞与引当金	3,350,000	3,200,000	150,000
流動負債合計	27,982,935	33,277,305	△ 5,294,370
2. 固定負債			
長期借入金	68,703,000	111,492,000	△ 42,789,000
退職給付引当金	6,450,000	5,300,000	1,150,000
固定負債合計	75,153,000	116,792,000	△ 41,639,000
負債合計	103,135,935	150,069,305	△ 46,933,370

Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産	205,700,000	205,700,000	0
(うち基本財産への充当額)	(205,700,000)	(205,700,000)	(0)
2. 一般正味財産	191,102,433	217,746,772	△ 26,644,339
(うち基本財産への充当額)	(200,000)	(200,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(25,540,000)	(25,540,000)	(0)
正味財産合計	396,802,433	423,446,772	△ 26,644,339
負債及び正味財産合計	499,938,368	573,516,077	△ 73,577,709

### 附属明細書

- 1 基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。
- 2 引当金の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

# 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
預金	<普通預金> 静岡銀行浜松中央支店 浜松磐田信用金庫本店 清水銀行浜松支店 スルガ銀行浜松支店 遠州信用金庫本店 信用漁業協同組合連合会	運転資金として " " " " "	11,690,752 15,986,055 8,413,798 200,638 985,048 10,910,893
貯蔵品	<定期預金> 静岡銀行浜松中央支店 信用漁業協同組合連合会	運転資金として "	3,000,000 11,560,000
仮払金	係留係船杭及びYブーム等 役員旅費交通費	公共マリナー等の修繕に使用 4月分旅費	6,301,613 5,577
未収金	受託事業の未収金	通航届出業務等受託事業未収入分	3,974,000
未収金	係船利用者	係船利用料の過年度、当年度の未収入分	1,144,919
<b>流動資産合計</b>			<b>74,173,293</b>
(固定資産)			
基本財産			
預金	<普通預金> 静岡銀行浜松中央支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用	<b>60,000,000</b> 60,000,000
	<定期預金> 静岡銀行浜松中央支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用	<b>75,900,000</b> 10,000,000
	浜松磐田信用金庫本店	"	10,000,000
	スルガ銀行浜松支店	"	10,000,000
	遠州信用金庫本店	"	3,000,000
	信用漁業協同組合連合会	"	42,900,000
			<b>70,000,000</b>
有価証券	浜松磐田信用金庫本店	公益目的保有財産であり、満期保有目的で保有し運用益を公益目的事業の財源として使用	20,000,000
	静岡銀行浜松中央支店	"	30,000,000
	スルガ銀行浜松支店	"	20,000,000
			<b>31,990,000</b>
特定資産			
退職給付引当資産	<定期預金> 静岡銀行浜松中央支店	職員に対する退職金の支払に備えたもの	6,450,000
什器購入引当資産	信用漁業協同組合連合会	パトロール艇購入資金等として管理	1,540,000
大規模修繕引当資産	"	マリナー大規模修繕資金として管理	24,000,000
			<b>187,875,075</b>
その他固定資産			
構築物	水路案内標識杭	公益目的事業に使用	62,083,055
構築物	公共係船施設の係留杭	公益目的事業に使用	110,307,347
船舶	パトロール艇 2艇	安全パトロールに使用	2
車両運搬具	普通自動車 2台	公益目的事業に使用	922,185
什器備品	パトロール艇エンジン	安全パトロールに使用	670,078
什器備品	屋外掲示板等	公益目的事業に使用	723,886
什器備品	パソコン	公益目的事業に使用	9
什器備品	複合機	公益目的事業と法人管理の供用資産	114,480
什器備品	電話機	公益目的事業に使用	433,002
什器備品	NASシステム	公益目的事業に使用	168,126
出資金	浜松磐田信用金庫本店	長期借入れのための出資	10,000
プログラム開発	係船管理システム	公益目的事業に使用	12,267,581
電話加入権		公益目的事業と法人管理の供用資産	175,324
<b>固定資産合計</b>			<b>425,765,075</b>
<b>資産合計</b>			<b>499,938,368</b>

(流動負債)	未払金	請負業者	修繕費、消耗品他	263,617
	未払金	役員	3月分旅費	5,460
	未払金	職員	3月分時間外手当・旅費、社会保険料	363,709
	未払金	会計顧問税理士	会計指導料	880,000
	未払金	通航届出取扱窓口業者	3月分安全講習会費	276,000
	未払金	金融機関	3月分FAX振込手数料	10,780
	未払金	指定管理者	指定管理業務納付金	8,500,000
	未払金	係船者	係船利用料返還	28,600
	前受金	通航届出者	安全対策費収入	13,903,000
	仮受金	役員	所得税	157
	預り金	源泉徴収所得税	職員から受領した所得税	401,612
	賞与引当金	職員・常勤理事	職員等の賞与の引当金	3,350,000
	流動負債合計			27,982,935
(固定負債)	長期借入金	浜松磐田信用金庫本店	公共マリーナ等整備資金として借入れ	39,937,000
	長期借入金	信用漁業協同組合連合会	公共マリーナ等改修資金として借入れ	28,766,000
	退職給付引当金	職員	職員に対する退職金の支払に備えたもの	6,450,000
固定負債合計			75,153,000	
負債合計			103,135,935	
正味財産			396,802,433	

# 令和5年度 事業計画

## 1 船舶等の航行安全

### (1) 航行安全のための啓発活動及び安全パトロール

浜名湖の利用者に対する安全意識の高揚と安全の確保を図り、さらに、水域の適正利用を図るため、次の事業を実施する。

#### ① 機関誌及びポスター等の作成と配布

『機関誌 ルールとマナー』	4, 500部
『安全航行啓発チラシ』	5, 000部
『安全啓発ポスター』	200部
『浜名湖の道しるべ』	6, 000部

#### ② 安全対策部会構成機関による安全パトロールの実施

パトロール艇「ハーモニー」を主力とし、2艇によりプレジャーボートの安全航行の指導、保管の適正化、レジャー客の保護指導など安全思想の普及啓発を積極的に実施する。

- ・実施期間……………4～10月のハイシーズン及び随時
- ・参加機関……………県、市、警察、漁協、マリン関係団体

#### ③ 通航届出者に対して航行安全講習を実施する。

・受付取扱窓口	53か所
・届出者見込	1, 300人

### (2) 航行安全施設の設置維持管理

浜名湖における船舶の航行安全を図るため、船舶航行案内標識等の設置維持管理を実施する。また、船舶航行案内標識杭の破損等の現況調査を行い、安全航行の支障とならないよう計画的に打換え・補修を実施する。

令和5年1月31日現在、管理している施設等は以下のとおり。

・船舶航行案内標識（杭）	169か所
・遊走区域制限水域標識（杭）	8か所
・船舶航行案内標識（ブイ）	2か所
・安全航行看板	9か所
・沈没船防止看板	1か所
・掲示板	25か所
合計	214か所

(3) 船艇の登録

① 浜名湖における航行安全の確保と船艇所有者の把握のため、船艇登録事業と静岡県河川管理条例に基づく浜名湖通航届出受託業務を実施する。

ア 通航届出の更新をはがきにより通知

イ 通航届出済証、通航届出番号（ステッカー）の交付と船艇登録台帳の整備

ウ 通航届出を促し未登録船艇を解消するための対策の実施

- ・指導、警告書の貼付等パトロール強化による登録の徹底
- ・機関誌、ポスター、安全講習会資料等を利用した通航届出制度の周知
- ・ホームページによる広報

エ 浜名湖通航届出にかかる受託業務の実施

通航届出状況（令和5年1月末現在）（単位：隻、%）

船種	届出隻数	構成比
円ハンドル・モーターボート	1,751	41.0
バーハンドル・モーターボート	1,105	25.8
水上オートバイ	296	6.9
ヨット	48	1.1
その他	8	0.2
漁船	1,067	25.0
計	4,275	100.0

② 新船艇管理システムの構築（令和3年度～令和5年度）

現行の船艇管理システムについて、信頼性、安全性等の向上及び業務の効率化を図るため、現行サーバーのリースが終了する令和5年度末までに、新船艇管理システムを構築する。

## 2 公共係留施設の管理運営

(1) 湖面の適正利用の促進

浜名湖において新たな不法係留船・放置艇の発生を防止するため、県、市、漁協及び関係団体と協力し、次の業務を実施する。

① 放置艇監視パトロール

平成22年度末での暫定係留施設占用期間終了に伴い、恒久係留施設に移動し不法係留はほぼ解消された。しかし、一旦は恒久係留施設に移動したものの再び元の場所に戻っている船が見受けられるため、水域管理者（静岡県・浜松市・湖西市）等と協力し定期的にパトロールを実施する。

② 係留施設等の利用マナー看板の設置維持管理（115か所）

③ 県、市、漁協及び関係団体との協議、調整

④ 係留施設内のパトロール、清掃業務等を委託している自主係船組合の指導・育成

(2) 公共マリーナ・公共係留施設の管理運営

不法係留船・放置艇を解消するため、護岸等を河川管理者（県、市町）が整備し、財団が栈橋等を整備した公共マリーナ・公共係留施設の管理運営を実施する。

① 公共マリーナ栈橋鋼管杭改修

老朽化又は緊急に修繕が必要な係留栈橋鋼管杭の改修工事を実施する。

② 安全航行啓発看板改修

今切口護岸看板及び東名高速橋桁看板の改修工事を実施する。

③ 係留施設の概要

ア 宇布見公共マリーナ(愛称ユーテラス)

区 分	規 模	備 考
①浮栈橋係留	324 隻	
浮 栈 橋	4 基 L=460.6 m	平成 29 年9月 1 基増設
係 留 杭	996 本	
工 事 費	166,369 千円	財団施工 平成 11 年4月完成 (栈橋1基増設 平成 29 年9月完成)
②護岸係留	197 隻	
係 留 杭	609 本	
工 事 費	16,681 千円	財団施工 平成 11 年 5 月完成
③収容隻数合計	521 隻	契約隻数 468 隻(R5.1.31 現在)
係留杭合計	1,605 本	
工事費合計	183,050 千円	外部工事 県施工 1,027,000 千円
④駐車場収容台数	191 台	

イ 入出公共マリーナ(愛称コデマリン)

区 分	規 模	備 考
①浮栈橋係留	210 隻	契約隻数 144 隻(R5.1.31 現在)
係留方式	Yブーム方式	
浮 栈 橋	3 基 L=323.8 m	財団施工 平成 12 年 4 月完成
工 事 費	117,873 千円	外部工事 県施工 401,000 千円
②駐車場収容台数	93 台	

ウ 伊目公共マリーナ(愛称マリーナ唐洲崎)

区 分	規 模	備 考
①浮栈橋係留	280 隻	契約隻数 165 隻(R5.1.31 現在)
係留方式	Yブーム方式	
浮 栈 橋	4 基 L=404.4m	財団施工 平成 16 年 3 月完成
工 事 費	153,300 千円	外部工事 県施工 1,301,000 千円
②駐車場収容台数	80 台	

エ 三ヶ日公共マリーナ(愛称オレンジマリーナ)

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	130 隻	契約隻数 77 隻(R5.1.31 現在)
係留方式	Yブーム方式	
浮 棧 橋	2 基 L=190.4m	財団施工 平成 20 年 3 月完成
工 事 費	79,060 千円	外部工事 県施工 862,000 千円
②駐車場収容台数	98 台	

オ 伊佐地川公共マリーナ

区 分	規 模	備 考
①護岸係留	120 隻	契約隻数 48 隻(R5.1.31 現在)
係 留 杭	247 本	財団施工 平成 20 年 12 月完成
工 事 費	31,542 千円	外部工事 県施工 1,035,000 千円
②駐車場収容台数	94 台	

カ 伊佐見公共マリーナ(愛称はまゆうマリーナ)

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	400 隻	契約隻数 308 隻(R5.1.31 現在)
係留方式	Yブーム方式	
浮 棧 橋	9 基 L=609m	財団施工 平成 23 年 3 月完成
工 事 費	271,028 千円	外部工事 県施工 1,400,000 千円
②駐車場収容台数	122 台	

キ 浜名公共マリーナ

区 分	規 模	備 考
①浮棧橋係留	200 隻	契約隻数 190 隻(R5.1.31 現在)
係 留 杭	406 本	
工 事 費	155,400 千円	財団施工 平成 23 年 3 月完成
②駐車場収容台数	15 台	

◎ 公共マリーナ施設利用料金

船 長	県内在住者(年額)	県外在住者(年額)
6m以下	86,900 円	104,500 円
6m超 8m以下	124,300 円	148,500 円

ク 公共係留施設

区 分	規 模	備 考
箇 所 数	17 か所	
護岸係留	923 隻	契約隻数 479 隻(R5.1.31 現在)
係 留 杭	2,921 本	
工 事 費	275,867 千円	係留杭打替え整備工事 村櫛西側係留施設以外 24 年度完成 村櫛西側係留施設 26 年度完成

◎公共係留施設利用料金

区 分	船 長	県内在住者(年額)	県外在住者(年額)
公共係留施設A	6m以下	73,700 円	88,000 円
	6m超 8m以下	94,600 円	113,300 円
公共係留施設B	6m以下	57,200 円	68,200 円
	6m超 8m以下	73,700 円	88,000 円

(3) 舞阪 PBS の管理運営

県が整備した浜名港プレジャーボート係留施設（舞阪 P B S）について、平成 27 年度から指定管理者制度が導入され、当財団が、5 年間、指定管理者として管理運営を行ってきたが、令和 2 年度以降も引き続き、当財団が指定管理者の指定を受けたことから、以下のとおり舞阪 PBS の管理運営を実施する。

① 指定管理期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで(5 年間)

② 指定管理者の業務

- ア 使用許可及びその取消しに関すること。
- イ 利用料金の徴収に関すること。
- ウ 維持管理に関すること。
- エ その他県又は財団が必要と認めること。

③ 係留施設の概要

区 分	延 長	収容隻数	工 期 (年 度)	整備費	許可隻数 R5.1.31
蓬莱園A	L = 352 m	113 隻	H 4～H12	439,500 千円	41 隻
乙女園B	L = 370 m	113 隻	H12～H15	306,100 千円	83 隻
観月園C	L = 430 m	140 隻	H19～H22	343,900 千円	81 隻
千鳥園南D	L = 465 m	143 隻	H20～H21	360,782 千円	60 隻
千鳥園北E	L = 373 m	101 隻	H23～H24	350,045 千円	44 隻
計	L = 1,990 m	610 隻		1,800,327 千円	309 隻

\*収容隻数は令和4年度の指定管理対象隻数

◎PBS 利用料金

管理区分	船 長	条 件	県内在住者(年額)	県外在住者(年額)
指定管理	6m以下	1 種	63,800 円	75,900 円
		2 種	127,600 円	152,900 円
	6m超 8m以下	1 種	95,700 円	114,400 円
		2 種	191,400 円	229,900 円
	8m超	1 種	127,600 円	152,900 円
		2 種	255,200 円	306,900 円

※ 利用料金は県条例の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ県の承認が必要

※ 1 種艇とは 2 種艇以外のプレジャーボート

※ 2 種艇とは船幅 2.3m 以上かつ投影面積(船長×船幅)が 13 m<sup>2</sup>以上のプレジャーボート

(4) 公共係留施設等への新規係留艇受入れ

係留艇の受入れは平成 12 年当時の不法係留船に限定してきたが、平成 24 年 12 月に静岡県知事より、それ以後の不法係留船及び新規購入の船艇の受入れについても公益事業の対象になると認められたため、平成 25 年度からこれら新規艇の募集を行っており、令和 5 年度も同様に実施する。(募集予定隻数は 80 隻程度)

新規艇を受け入れることにより、不法係留船・放置艇の未然防止を図ることはもとより、浜名湖における海洋性レクリエーション活動の健全な発展が一層期待できる。

なお、新規艇の受入れ方法については、浜名湖水域利用推進調整会議において、関係者による協議により決定している。

3 その他目的を達成するために必要な事業等

(1) 「浜名湖ミナトリング」協賛

浜名港が地域の賑わい拠点としての魅力を向上させることを目的として平成 29 年

度から開催している「浜名湖ミナトリング」について、引き続きイベントへの協賛を行う。

(2) 県総合防災訓練への参加

令和5年度に浜松市、湖西市で実施される実働訓練に参加し、災害時における水上輸送を想定した訓練を行う。

(3) 関係機関との連携

浜名湖の湖面の総合的な適正利用を促進するため、警察署、海上保安署及び関係機関と連携を図る。

# 令和5年度 収支予算書（損益ベース）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公 1 会 計	法 人 会 計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	73,000		73,000
基本財産受取利息	73,000		73,000
事業収益	205,769,000	16,230,000	221,999,000
安全対策費収益	11,400,000	599,000	11,999,000
通航届出受託収益	18,000,000		18,000,000
係船利用収益	176,369,000	15,631,000	192,000,000
雑収益	50,000		50,000
受 取 利 息	50,000		50,000
貸倒引当金戻入	500,000		500,000
賞与引当金戻入	2,670,000	680,000	3,350,000
経常収益計	209,062,000	16,910,000	225,972,000
(2) 経常費用			
事業費	225,789,000		225,789,000
役 員 報 酬	7,900,000		7,900,000
給 与 手 当	27,300,000		27,300,000
臨 時 雇 賃 金	2,800,000		2,800,000
賞与引当金繰入	2,670,000		2,670,000
職員退職給付費用	820,000		820,000
福 利 厚 生 費	6,900,000		6,900,000
旅 費 交 通 費	960,000		960,000
通 信 運 搬 費	3,300,000		3,300,000
消 耗 品 費	4,000,000		4,000,000
修 繕 費	37,400,000		37,400,000
印 刷 製 本 費	6,510,000		6,510,000
燃 料 費	1,750,000		1,750,000
光 熱 水 費	1,750,000		1,750,000
賃 借 料	750,000		750,000
保 険 料	9,800,000		9,800,000
諸 謝 金	80,000		80,000
委 託 費	36,500,000		36,500,000
租 税 公 課	9,080,000		9,080,000
支 払 利 息	404,000		404,000
振 興 費	7,310,000		7,310,000
顧 問 指 導 料	400,000		400,000
納 付 金	7,000,000		7,000,000
雑 費	2,050,000		2,050,000
減 価 償 却 費	47,355,000		47,355,000
貸 倒 償 却	500,000		500,000
貸倒引当金繰入	500,000		500,000

管理費		16,910,000	16,910,000
役員報酬		4,300,000	4,300,000
給与手当		3,300,000	3,300,000
賞与引当金繰入		680,000	680,000
福利厚生費		1,400,000	1,400,000
会議費		250,000	250,000
役員旅費交通費		1,100,000	1,100,000
印刷製本費		50,000	50,000
通信運搬費		60,000	60,000
旅費交通費		50,000	50,000
消耗品費		500,000	500,000
修繕費		50,000	50,000
光熱水費		250,000	250,000
賃借料		100,000	100,000
保険料		150,000	150,000
顧問指導料		900,000	900,000
交際費		150,000	150,000
委託費		750,000	750,000
負担金支出		2,350,000	2,350,000
租税公課費		20,000	20,000
雑費		500,000	500,000
経常費用計	225,789,000	16,910,000	242,699,000
評価損益等調整前当期計上増減額	-16,727,000		-16,727,000
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計			0
当期経常増減額	-16,727,000		-16,727,000
2 経常外増減の部			
経常外収益計	0		0
固定資産受贈益	0		0
経常外費用計	100,000		100,000
固定資産除却費	100,000		100,000
当期経常外増減額	-100,000		-100,000
当期一般正味財産増減額	-16,827,000		-16,827,000
一般正味財産期首残高	166,497,297	7,696,703	174,194,000
一般正味財産期末残高	149,670,297	7,696,703	157,367,000
II 指定正味財産増減の部			
減価償却費振替額			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	205,700,000		205,700,000
指定正味財産期末残高	205,700,000		205,700,000
III 正味財産期末残高	355,370,297	7,696,703	363,067,000